



市税等の減免制度

退職、失業、廃業や災害による農作物への被害により、所得が皆無になる、激変するなどの理由により納付が著しく困難となった方は、市民税や国民健康保険税、介護保険料について、徴収猶予や減免が適用される場合があります。

すでに納付された税(料)額や、納期が到来した税(料)額については減免の対象となりませんので、税(料)額の決定通知書が届いたら、各担当にお早めにご相談ください。

問合せ

- 市・県民税に関する相談
税務課 住民税係 ☎ 55-5368
(本庁舎2階8番窓口)
- 国民健康保険税に関する相談
税務課 国保係 ☎ 55-5328
(本庁舎2階4番窓口)
- 介護保険料に関する相談
高齢介護課 介護保険係
☎ 55-5862
(本庁舎2階11番窓口)

自動車税の納付はお早めに！

県では、6月上旬に自動車税の納税通知書をお送りしています。今年度の納期限は6月30日(火)です。お早めの納付をお願いします。

対象者

県内に主たる定置場がある自動車の4月1日現在の自動車登録上の所有者(割賦販売などで自動車販売店が所有権を留保している場合は、自動車の使用者)

主な納付場所

全国の主なコンビニエンスストア、MMK 設置店、銀行、信用金庫、信用組合の本支店、郵便局、県内の農協などの本支店

このほか、クレジットカードや電子マネーなどによる納付が可能です。※納期限を過ぎた場合は、コンビニエンスストアで取扱いできない場合が

あります。

※口座振替の申込みをした方は、納期限の日が振替日となります。

※クレジットカードや電子マネー、インターネットバンキングによる納付は、納税通知書に同封のチラシや県ホームページをご覧ください。この場合、インターネット接続が可能なパソコンやスマートフォン、タブレットが必要となります。クレジットカード納付には収納金額に応じた手数料がかかります。

問合せ 中南県税事務所 納税管理課
☎ 32-1131 (内線 233、333)

情報公開・個人情報保護制度の開示状況公表

令和7年度の情報公開・個人情報保護制度による開示状況を公表します。

情報公開制度

請求に応じて市が保有している情報を公開するもの。

- 開示請求件数 28件(全部開示22件、部分開示6件)

個人情報保護制度

市が保有している個人情報について、本人からの請求により、自己に関する情報の開示や訂正等を求めることができるもの。

- 開示請求件数 2件(部分開示2件)

問合せ 総務課 行政係 ☎ 55-5739
(本庁舎3階22番窓口)

共通指定ごみ袋の必要以上の購入は控えましょう

現在、共通指定ごみ袋の品薄について一部報道されておりますが、当市では安定して供給できております。

一部の方の買い占めにより、取り扱い店舗の在庫が一時的に不足する恐れがありますので、買い占めはお控えください。

併せて、ごみの減量化・再資源化に向け、市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

問合せ 市民課 生活環境係
☎ 55-5892
(本庁舎2階4番窓口)

お手持ちの古い電気機器にPCBは含まれていませんか？

かつて電気機器の絶縁油等に使用されていたポリ塩化ビフェニル(PCB)は、人体や環境に有害であるため、現在は製造・輸入・使用が禁止されています。しかし、今なお古い機器の中に残っている事例が全国で報告されています。

昭和48年以降に製造された電気機器には、低濃度PCBが含まれている可能性があります。低濃度PCB廃棄物を発見した場合は、速やかに県への届出を行うとともに、処分期限の令和9年3月31日までに処分するようお願いいたします。

なお、期限を過ぎても処分しなかった場合、改善命令の対象となり、従わない場合、罰則が科される可能性があります。

問合せ 青森県資源循環推進課
☎ 017-734-9584
青森県弘前環境管理事務所
☎ 0172-31-1900 (直通)

令和8年度青森県統計グラフコンクール作品募集中！

青森県では毎年、「青森県統計グラフコンクール」を実施しています！あなたの興味がある事柄のデータを集め、グラフや絵などを組み合わせて、作品にしてみませんか？

夏休みの自由研究や、日頃気になるテーマを考える機会に最適です！

応募資格 県内在住の小学生以上の方
締切日 8月31日(月) 必着

※詳細はホームページをご確認ください。



問合せ・提出先
青森県庁統計分析課
管理・普及グループ
☎ 017-734-9164



ハンセン病元患者のご家族の方へ

～対象となる方々に補助金を支給します～

補助金は、法に基づき、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するためのものです。秘密は守られますので、まずはお電話でご相談ください。

補償金 180万円または130万円
※一部同居等の要件が必要な場合あり
請求期限 令和11年11月21日

問合せ 厚生労働省補償金相談窓口
☎ 03-3595-2262
(受付時間 10:00～16:00)
※土日祝日、年末年始を除く

平川市オレンジカフェ「ささえあい」を開催します

オレンジカフェ「ささえあい」は、認知症の方やそのご家族、認知症に関心のある方が、相談したり交流できる場所です。毎月1回のペースで開催しています。

日時 6月30日(火)
13:00～15:00
場所 本庁舎1階
ひらかわぶれいす「アヴェッサ」
参加費 無料
内容 講話「豊かな人生に丈夫な骨作り～骨粗しょう症って何?～」
講師 高齢介護課 介護支援専門員 岡田美里

問合せ・申込み
高齢介護課 地域包括支援係
☎ 55-5374
(本庁舎2階12番窓口)



みんなでつくろう！ 元気な地域講座

高齢者の見守り支援活動や通いの場の運営サポート等、地域でのボラン

ティアとして活躍するために、必要な内容について学びます。

日時 7月15日(水) 9:00～15:00
場所 第2庁舎 会議室
参加費 無料
対象者 地域でのボランティア活動や通いの場に興味関心をお持ちの方
内容 介護予防や地域での助け合い、ボランティア活動や通いの場について
定員 15名程度
申込方法 専用フォームまたは電話連絡
申込締切 7月8日(水)

※申込み等の詳細は、平川市社会福祉協議会ホームページをご覧ください。



問合せ・申込み
平川市社会福祉協議会 ☎ 88-7639
(第2庁舎内)

「子ども図書館員」を募集します

平川市図書館では、子どもたちに図書館を身近に感じてもらうことを目的に、「子ども図書館員」を募集します。

日時 7月25日(土) 9:30～11:30
場所 平賀図書館・尾上図書館
対象 市内小学校4、5、6年生
内容 カウンター業務等(本の貸出・返却・検索)

※参加記念品として、図書カード(500円分)をプレゼントします。

持ち物 筆記用具、水筒、図書館カード(持っている方)

募集人員 20名 ※先着順
※初めての方を優先します。
申込期間 6月23日(火)～7月18日(土)
※休館日を除く 9:00～17:00
※平賀図書館は毎週月曜日、尾上図書館は毎週水曜日が休館日です。

問合せ・申込み
※希望する図書館へ
・平賀図書館 ☎ 44-7665
(タカシン文化センター内)
・尾上図書館 ☎ 57-5980
(図書交流施設よみまる内)

令和8年度国際交流事業 「イングリッシュキャンプ」 参加者募集

オールイングリッシュによる活動を通して、英語によるコミュニケーション能力を高めてみませんか?

日時 8月5日(水) 9:00～15:15
場所 本庁舎1階
ひらかわぶれいす「アヴェッサ」
内容 自己紹介、ゲームで仲間づくり、昼食(市が用意します)、外国の学生と英語によるリアルタイムのオンライン交流

定員 30名
費用 無料
対象 原則として次の要件を満たす児童生徒とします。

- ①小学校5年生～中学校3年生
- ②平川市内に居住し、平川市から通学している児童生徒
- ③国際交流・英語活動等に興味関心がある児童生徒

申込方法
市内小中学校に申込みまたは、指導課にある申込書に記入して持参またはFAX
申込期限 7月15日(水)

問合せ・申込み
指導課 ☎ 55-5747 / FAX 55-5809
(本庁舎4階24番窓口)

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

社会を明るくする運動とは、法務省が主唱し、すべての国民が犯罪防止や改善更生についての理解を深め、安全で安心な明るい社会を築くための全国的な運動です。

7月は当運動の強調月間であり、平川市で活動する保護司が、市内の各地域で街頭指導等を行っています。

問合せ 福祉課 福祉総務係
☎ 55-5378
(本庁舎2階14番窓口)



●市公式SNSで旬な話題をリアルタイムで!

広報で掲載しきれない写真やシティブロモーション活動など、日々発信しております。ぜひご覧ください♪

＼いいね!フォローよろしくお願いします!／



「プロから学ぶ!バスケットボール教室」を開催します

プロ選手を講師に迎え、バスケットボール教室を開催します。基礎から楽しく学べる内容です。プロ選手と一緒に体を動かし、バスケットボールの魅力を体感してみませんか。

日時 7月11日(土)
9:00～12:00 (小学生の部)
13:00～16:00 (中学生の部)
会場 ひらかわドリームアリーナ
講師 プロバスケット選手 大高祐哉氏
プロバスケット選手 三上羅央氏
対象者 市内の小中学生
定員 各回30名(先着順)
持ち物 運動できる服装、室内靴、
飲み物、タオル等
申込方法 専用フォームまたは下記まで
直接連絡・FAX
申込期限 7月8日(水)

問合せ・申込み スポーツ課
☎ 26-7429 / FAX 26-7920
(ひらかわドリームアリーナ内)



専用フォーム



市ホームページ

「ひらかわの寺子屋」を開催します

【音楽番長のミュージックトーク♪
サマーソング編】

日時 7月11日(土)
14:00～15:30(受付13:30～)
場所 タカシン文化センター
2階 中研修室
定員 18歳以上の方20名(先着順)
参加費 無料
講師 弘前JOY-POPS 店主 齋藤浩氏
内容 夏の定番ソングの魅力を実際に
音楽を流しながら解説します。
申込方法 電子申請または電話
受付期間 6月16日(火)～7月4日(土)
※電話は休館日を除く火曜日～土曜日
の9:00～17:00
※電子申請での申込みや講座の詳細は

市ホームページをご確認ください。



問合せ・申込み
平賀公民館 ☎ 44-1221
(タカシン文化センター内)

「ひらかわ郷土芸能発表会」 を開催します

先人から受け継いだ貴重な郷土芸能の継承につなげるため、市内外の郷土芸能団体による発表会を開催します。
当日はフード・クラフト・キッチンカーの出店もあります。(11:00～)

日時 7月5日(日) 13:00～15:30
(開場 12:30～)
場所 タカシン文化センター
タカシンホール

観覧料 無料

出演団体

- ・尾崎獅子踊保存会(平川市)
- ・御関所太鼓保存会(平川市)
- ・こども園あらや(平川市)
- ・八幡崎郷土芸能保存会(平川市)
- ・粕田酒こし舞保存会(大館市)
- ・根子番楽保存会(北秋田市)

司会 OGA

(お笑いコンビ
メロンチック)



問合せ 郷土資料館 ☎ 44-1221
(タカシン文化センター内)

排水設備工事責任技術者試験のお知らせ

試験日時 10月21日(水)
14:00～16:00
受付 13:30～13:50
会場 青森市、弘前市、八戸市、五所川原市
受験料 8,000円(振込手数料除く)
申込期間 7月1日(水)～7月31日(金)
(土日、祝日を除く)
申込方法 上下水道課で申込書配布・
受付

※受験資格等、詳細は青森県下水道協会ホームページをご確認ください。

問合せ・申込み

上下水道課 工務係 ☎ 44-8930
(本庁舎3階15番窓口)

安全・安心な農作物生産のために、 農薬は周りに配慮し、正しく使いましょう!

毎年6月から8月は「青森県農薬危害防止運動」の実施期間です。

農薬の使用にあたっては、次のことについて今一度確認しましょう。

- ①使用前に必ずラベルを確認する。
- ②周辺に飛散させないようにする。
- ③散布器具の洗浄は十分にを行い、使用前後に点検する。
- ④施錠して保管し、余った農薬や空き容器は適切に処分する。
- ⑤体調がすぐれない時は、散布作業をやめる。

問合せ 中南農林水産事務所
農業普及振興室
☎ 33-2902



クマの出没に警戒
してください!

青森県より、下記の期間で「ツキノワグマ出没警報」が発表されています。クマの出没状況に気を配り、出没が確認されている場所には近づかないでください。

また、音を出す等の対策を講じても、人間に近づいて危害を加える可能性もあるため、人身被害が確認されている区域への入山は控えてください。

発表期間 4月20日(月)～11月30日(月)
発表区域 青森県全域

※詳細は青森県ホームページをご覧ください。

問合せ 農林課 農地林務係
☎ 55-5898
(本庁舎3階18番窓口)





市街化調整区域の規制緩和 について

市の都市計画区域は、計画的な市街地を形成していく「市街化区域」と、農地等を保全していくことを目的とする「市街化調整区域」に区域区分されています。

しかし、人口減少等により、市街化調整区域の集落やコミュニティの維持が課題となっていることから、市では「平川市都市計画法施行条例」を制定し、市街化調整区域の一団の集落において区域の指定を行い、環境の保全上支障がない建築物の建築について規制を緩和しています。

指定区域 ・平賀地域 計 20 区域
・尾上地域 計 6 区域

建築できる建築物の用途

次に掲げる用途で高さ 10m 以下のもの

- ・一戸建て専用住宅
- ・一戸建て兼用住宅
- ・共同住宅、寄宿舎、下宿
- ・店舗、飲食店等
- ※床面積の合計が 150㎡以下
- ・上記に付随する建築物

指定区域等についての確認がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

※詳細は市ホームページ
をご覧ください。



問合せ 建築住宅課 都市計画係
☎ 55-7437 (第 2 庁舎)

令和 8 年度 商工業関連補助 事業のお知らせ

市内の新たに創業する方、中小企業者・小規模事業者向けに補助事業を実施しています。事業ごとに補助対象要件等が異なりますので、詳細は市ホームページからご確認いただくか、商工観光課までお問い合わせください。

地域産業支援事業補助金

中小企業者が、アドバイザーと一緒に新商品やお土産品の開発に取組む際に要する経費を補助。

- ・補助率 1 / 2 以内 (上限額: 個人事業主 50 万円、法人 200 万円)

展示商談会等助成事業補助金

中小企業者等が、海外や県外の商談会や物産展等に要する経費を補助。

- ・補助率 1 / 2 以内 (上限額: 海外 30 万円、県外 25 万円)
- ※物産展等のみの出店の場合は上限額 10 万円になります。

創業支援事業補助金

新たに創業する方が、金融機関から融資を受けて取組む経費を補助。

- ・補助率 1 / 2 以内 (上限額: 50 万円)

空き店舗対策事業補助金

新たに空き店舗を活用して事業を行う者が、新たに出店する際の賃借料と改修費を補助。

- ・補助率①賃借料: 2 / 3 以内 (上限額: 月 5 万円、12 か月分)
- ・補助率②改修費: 1 / 2 以内 (上限額: 指定地域 100 万円、その他 50 万円)

経営改善支援事業補助金

事業者が、経営改善に取組む事業に要する経費を補助。

- ※経営相談会に参加する等の要件があります。
- ・補助率 1 / 2 以内 (上限額: 個人事業主 10 万円、法人 20 万円)

※詳細は市ホームページ
をご確認ください。



問合せ・申込み

商工観光課 商工政策係 ☎ 55-5732
(本庁舎 3 階 19 番窓口)

特定計量器 (はかり) 定期検査

この検査は、計量法に基づき 2 年に 1 度実施する法定検査で、計量器 (はかり) を取引・証明のために使用している場合は、必ず受けることになっています。対象者にはハガキでお知らせします。

なお、新規に検査が必要な方、現在

使用していない方はお問合せください。

場所・日時

【碓ヶ関総合支所】

7 月 3 日 (金) 13:00 ~ 14:00

【尾上地域福祉センター】

7 月 6 日 (月) 10:30 ~ 11:30

13:30 ~ 14:30

7 月 7 日 (火) 10:30 ~ 12:00

13:00 ~ 14:00

【葛川支所】

7 月 8 日 (水) 10:30 ~ 12:00

【本庁舎前】

7 月 9 日 (木) 10:30 ~ 12:00

13:00 ~ 15:00

7 月 10 日 (金) 10:30 ~ 12:00

13:00 ~ 14:00

問合せ (一社) 青森県計量協会
☎ 017-729-1703

定例労働相談会のお知らせ

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題 (解雇・賃金引下げ・長時間労働・パワハラ等) について、青森県労働委員会が相談に応じます。

開催日時

① 7 月 7 日 (火) 13:30 ~ 15:30

② 7 月 12 日 (日) 10:00 ~ 12:00

③ 8 月 4 日 (火) 13:30 ~ 15:30

場所 青森県労働委員会

(東奥日報新町ビル 4 階)

対象者 県内の労働者・事業主

対応者 青森県労働委員会委員

費用 無料

その他 随時受付 (予約優先)

秘密厳守

※上記以外にも、執務時間中、随時労働相談を受け付けています。

労働相談ダイヤル (事務局職員対応)

☎ 0120-610-782

問合せ・申込み

青森県労働委員会事務局

☎ 017-734-9836

FAX 017-734-8311





労働保険のお知らせ

令和 8 年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、**6月1日(月)～7月10日(金)**です。

年度更新のお手続は「電子申請」をぜひご利用ください。

窓口には並ばず、インターネット上で簡単・便利に手続ができます。

詳細は特設サイトをご覧ください。

※年度更新申告書
書き方パンフレット



※労働保険電子申請
特設サイト



問合せ

・「労働保険の年度更新」について
厚生労働省労働基準局労働保険徴収課 業務係

☎ 03-5253-1111（内線 5162）

・「労働保険の電子申請」について
厚生労働省労働基準局労働保険徴収課 企画係

☎ 03-5253-1111（内線 5160）

平川市企業ガイドブック 2027 掲載企業を募集します！

市内企業の人材確保と若者の地元就職及び地元定着を図ることを目的に製作する「平川市企業ガイドブック 2027」に掲載する企業を募集します。

今年度は、パソコンやスマートフォン等で冊子が閲覧でき、WEB 上で紙媒体を読んでいるような感覚でページをめくるようにコンテンツを閲覧することができるデジタルガイドブックを製作します。

対象企業 市内に事業所を有し、以下のいずれかに該当する法人

①令和 9 年 4 月以降に、市内事業所で雇用する従業員の採用活動を行う予定がある。（毎年の採用を要件としておりません。）

②高校生の採用に積極的に取り組んでいる。

③市内在住者の採用に積極的に取り組んでいる。

④市内在住者を多く雇用している。

掲載内容 デジタルガイドブックの規格は、フルカラー、掲載スペースは、1 企業あたり 1 ページとし、次の内容を掲載します。

①企業の概要 ②業務内容 ③採用データ ④働く環境への取組

⑤先輩からのアドバイス ⑥会社の PR ポイント ⑦キャッチフレーズ

⑧ホームページ URL、写真等

掲載料 10,000 円（初年度のみ）

募集期間 6 月 15 日(月)～7 月 15 日(水)

申込み方法 申込書をメールまたは FAX でご提出ください。

Mail : shoukoukankou@city.hirakawa.lg.jp

FAX : 44-8619

※詳細は市ホームページをご確認ください。



問合せ・申込み 商工観光課 商工政策係 ☎ 55-5732(本庁舎 3 階 19 番窓口)

平川市は移住された方を応援します



1 「東京圏から移住」して「就業・起業」する方へ移住支援金を支給します。

対象者

(①～③の全ての要件に該当する方)

①移住元の要件 移住直近の 10 年間のうち通算 5 年以上、かつ、移住直前に連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住していた、または、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に在住し、東京 23 区内に通勤していた方

②移住先の要件 移住支援金の申請の日から 5 年以上、継続して平川市に居住する意思のある方

③就業・起業の要件 詳細やその他詳しい要件等は市ホームページをご覧ください。



支給額 ・ 2 人以上の世帯での移住の場合 100 万円
※世帯に 18 歳未満の方がいる場合は、一人につき 100 万円を加算します。
・ 単身での移住の場合 60 万円

申請期間 転入後 1 年以内かつ令和 9 年 1 月 15 日(金)まで

2 子どもと一緒に「世帯で移住」して「医療・福祉職」に関わる方へ支援金を支給します。

対象者

(①～④の全ての要件に該当する方)

①世帯の要件 転入前及び申請時において、18 歳未満の子どもを養育している世帯

②移住元の要件 移住直近の 10 年間のうち通算 5 年以上、かつ、移住直前に連続して 1 年以上県外に居住していた方

③移住先の要件 支援金の申請日から 5 年以上、継続して平川市に居住する意思のある方

④医療・福祉職の要件 詳細やその他詳しい要件等は市ホームページをご覧ください。



支給額 1 世帯につき 100 万円（基本分）に以下の金額を加算します。
・ 子育て世帯加算：18 歳未満の子ども一人につき 100 万円
・ ひとり親世帯加算：養育者が一人の世帯の場合に 100 万円

申請期間 転入後 1 年以内かつ令和 9 年 1 月 15 日(金)まで

問合せ・申込み 経営戦略課 企画経営係 ☎ 55-5737(本庁舎 3 階 21 番窓口)



市営住宅の入居者を募集します



団地名 西の平団地（苗生松下東田 41- 2）
募集戸数 2戸（2階：1戸、3階：1戸）
間取り 3DK、エレベーターなし ※ペット不可。
使用料（家賃） 世帯の合計所得の月額に応じて決定されます。
（15,500円～32,400円程度）※共益費別途。
申込期間 6月16日（火）～7月14日（火） ※土日祝日を除く。
受付時間 8：15～17：00
入居の決定 申込が募集戸数を上回った場合「平川市営住宅
入居者選考委員会」の意見を聞き、決定します。
入居時期 8月下旬（予定）

申込資格

- ・住宅に困窮している方（持ち家がないこと等）
- ・親族と2人以上で入居する方
※要件を満たせば単身で入居できる場合もあります。
- ・世帯の合計所得が月額158,000円以下の方
※高齢者、障がい者、未就学児童がいる世帯は214,000円以下となります。
- ・暴力団員でない方 ・住民税を滞納されていない方
※詳細は、市ホームページをご覧ください。

問合せ・申込み 福祉課 福祉総務係 ☎ 55-5378（本庁舎2階14番窓口）

身体障害者巡回診査・更生相談

身体障害者手帳（肢体不自由の方のみ）の交付や再認定が必要な方、補装具の処方を必要とする方は、事前にお申し込みのうえご参加ください。

日にち 7月2日（木）
受付時間 9：30～10：30 診査時間 10：00～12：30
場所 弘前市総合学習センター2階 大会議室・セミナー室
持ち物 身体障害者手帳、個人番号がわかるもの
※身体障害者手帳新規交付の診査を希望する場合で、かかりつけの医療機関がある方は、レントゲン写真や紹介状、病名・治療の状況・身体状況がわかる書類をご持参ください。
申込期限 6月25日（木） 料金 無料
対象

ご注意ください

- ※当日は、マスク着用必須です。なお発熱や風邪症状がある場合は受診できません。
- ※診査で得られる情報のみでは判定が困難な場合、指定医師のいる医療機関を利用していただきます。
- ※脳卒中等による診査については、発症から3か月未満の場合は受診できません。
- ※補装具の車椅子、歩行器、歩行補助つえは介護保険が優先となりますので、介護保険の要介護認定を受けている方は対象外です。
- ※特例補装具、電動車椅子や姿勢保持装置、骨格構造義肢等、複雑な処方を要する補装具は対象外です。

- ・身体障害者手帳の交付を受けるため診査を必要とする方
- ・身体障害者手帳の再認定の必要がある方
- ・身体障害者手帳の障害程度や等級に変化があり、変更を必要とする方
- ・補装具の処方を必要とする方
- ・生活、医療、施設入所等の相談を希望する方

問合せ・申込み 福祉課 地域共生推進係
☎ 55-5791（本庁舎2階14番窓口）

国民年金通信 ～保険料免除・納付猶予制度があります～



「仕事を辞めた」等経済的な理由で保険料の納付が困難なときには、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。保険料を未納のままにしておくと万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ本制度をご活用ください。

■受付開始 7月1日（水）～ ■申請対象期間 令和8年7月分～令和9年6月分
※過去の期間分についても2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

■退職（失業等）による特例免除

失業した場合も申請により保険料の納付が免除や猶予となる場合があります。

対象者 申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方

免除期間 失業等があった月の前月から翌々年6月まで

必要書類 失業していることが確認できるもの（雇用保険受給資格者証または離職票等の写し）

※ご注意ください

免除または納付猶予された場合、受け取る年金額は定額を納めている方より少なくなりますが、年金受給資格が確保できます。ただし、一部免除の場合は、免除された後の保険料を納付しないとその期間は未納期間となり、年金受給資格を確保できなくなる場合もあります。

また、10年以内であれば追納制度により年金額を増やすことができます。

問合せ 弘前年金事務所 ☎ 27-1339 / 市民課 市民係 ☎ 55-5309（本庁舎2階4番窓口）